

令和2年度 季節労働者資格取得助成事業

(予 算 な く な り 次 第 終 了)

協議会認定の教育訓練等を受講し、資格を取得した季節労働者の方に対し、対象経費の40%、133,333円を限度に助成します。

特別教育・安全衛生教育を受講した場合は、対象経費の50%、3万円を限度に助成します。

※ 助成を受けるには、受講前に協議会と面談を行い、申請書の提出が必要です。希望者は事前にお問い合わせ下さい。
尚、雇用保険制度における教育訓練給付金との併給はできません。



【対象となる教育訓練】

協議会が認定する訓練で、令和3年3月17日までの交付申請期限に間に合うもの。

分 野	助成対象となる教育訓練の例	
建設・土木	車両系建設機械、玉掛け、小型移動式クレーン など	40%助成
運 転	大型免許、中型免許、大型特殊免許 大型二種、けん引免許 など	
そ の 他	交通誘導警備業務2級、雑踏警備業務2級 など	
※特 別 教 育	アーク溶接、チェーンソー、巻上げ機 など	50%助成
※安全衛生教育	刈払機取扱作業者、玉掛業務従事者 など	

【対象者】

帯広市、中札内村、更別村、大樹町、広尾町にお住まいの季節労働者

《季節労働者の要件》

- 要件① 現在、季節労働者として就労している方
- 要件② 現在離職者で、前職が季節労働者であった方
- 要件③ 現在離職者で、前職の離職に係る雇用保険が一般被保険者であったが受給資格はなく、かつ前々職が季節労働者であった方

※ 前職及び前々職の離職は平成31年4月1日以降であることが条件です。

【手続きに必要なもの】

- 季節労働者であることの証明書類 印鑑（シャチハタ以外であれば可）

要件①に該当する方
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)・雇用保険被保険者証
要件②に該当する方
離職票 又は 雇用保険特例受給資格者証
要件③に該当する方
前職の離職票 + 前々職の離職票 又は 前々職の雇用保険特例受給資格者証

【お問い合わせ】 帯広・南十勝通年雇用促進協議会事務局 ☎(0155)24-9000